

議案第 33 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成22年三田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児等」を「乳幼児等及び子ども」に改める。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 子ども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第1号及び第3号中「15歳」を「9歳」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 子ども 市内に住所を有する9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

第3条第1項中「及び幼児等保護者」を「、幼児等保護者及び子ども保護者」に改める。

第4条中「乳幼児等」を「乳幼児等及び子ども」に改める。

第6条中「乳幼児等（乳児保護者又は幼児等保護者）」を「乳幼児等及び子ども（乳児保護者、幼児等保護者及び子ども保護者）」に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。